1. 認可定員・利用定員について

(1) 認可定員

ア) 定義

施設としての最大受入可能人数を示すもの

※施設面では、認可定員の基準を満たすよう保育室の面積等が設定されている ことが必要

イ) 設定主体

施設からの申請に基づき認可権者(県)が認可

ウ) 運用

認可定員を超える預かりは原則不可

(2) 利用定員

ア) 定義

施設の利用人数を示すもの

※職員配置では、利用定員の基準を満たすよう配置されていることが必要

イ) 設定主体

市と施設との協議により市が設定

(子ども・子育て会議の意見聴取、県との協議が必要)

- ウ)運用
 - ・年度当初においては、利用定員を超える預かりは原則不可 ※施設型給付・地域型保育給付の単価は利用定員により設定
- 2. 定員設定にあたっての市の基本的な考え方
- (1) 認可定員
 - ・施設の最大受入人数であることから、年度末における園児数の見込に基づき設定する ことを基本とする。

(2) 利用定員

- ・基本的には認可定員と同数とする
- ・ただし、在籍する園児数が認可定員に対して少ないと見込まれる場合は、認可定員を 超えない範囲で利用状況を反映して設定
 - ⇒利用申込みと年度末における園児数の見込に基づき設定